平成２８年（フ）第６１１号
川崎市高津区上作延360番地１　リヴィエールＡ　101
債務者　甲斐　龍治
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６９２号
川崎市高津区久末1984―１―101、住民票上の住所神奈川県横須賀市追浜本町１丁目21番地
債務者　野尻　悠太
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７０５号
川崎市川崎区京町１丁目９番９号
債務者　宮本　忠善
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４号
川崎市多摩区菅５丁目12番11―206号
債務者　小野美菜代
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６号
川崎市川崎区浜町４丁目６番15号　ユートピアＫ　302
債務者　角谷　　茂
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
川崎市川崎区藤崎１丁目13番８―214号　パークファミリア
債務者　松本　政子
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
川崎市高津区久本２丁目７番13号　202、前住所川崎市中原区上小田中５丁目５番６―216号
債務者　日和　秀一
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　５―913、前住所川崎市幸区下平間214番地１　フロール川崎下平間　２―1114
債務者　桧森　清一
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　５―913、前住所川崎市幸区下平間214番地１　フロール川崎下平間　２―1114
債務者　桧森伊久子
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７号
川崎市川崎区南町７番地24　ルミネスキョーワ　201―Ａ
債務者　井上　博文
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
川崎市宮前区犬蔵３丁目５番１―201号　市営住宅
債務者　安達　功紀
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
川崎市麻生区百合丘１丁目３番地３　ＰＬＡＺＡ百合ヶ丘　201、前住所川崎市高津区下野毛１丁目７番16号　コーポ多摩川　７
債務者　名越　　匡
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８２号
川崎市多摩区宿河原３丁目17番29―203号
債務者　長嶺　直美
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３号
新潟県村上市羽ヶ榎74番地２
債務者　伊藤　弘義
１　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４号
新潟県村上市羽ヶ榎74番地２
債務者　伊藤　和子
１　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１０号
新潟県新発田市下石川73番地11
債務者　椎野　雅生
１　決定年月日時　平成29年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部